

平成30年4月6日

患者の皆様

徳島市民病院

### 当院における単回使用機器の不適切な使用について

本年3月30日付けの徳島新聞等に当院における単回使用医療機器の再使用の記事が掲載されました。それに関しまして、患者の皆様をはじめ、その他関係各位に多大なるご心配とご迷惑をおかけすることになりましたことを心よりお詫び申し上げます。

徳島市民病院では厚生労働省通知で再使用が禁止されている単回使用医療機器の一部再使用について、昨年の8～9月に近畿の2病院で公表されたことを受け、再使用されていた当該医療機器について自主的に院内調査を行いました結果、当院でも再使用の事案が確認されました。該当する単回使用医療機器は、脳外科および整形外科の手術時に骨組織に対して使われる「骨切削ドリルバー・ブレード」です。当院におきましてもそれらを洗浄および滅菌操作を完全に行ったうえで再使用しておりました。しかし、当該機器を使用した可能性がある手術対象者についての健康被害は現在まで1件も報告がありませんでした。平成29年9月以後は当該機器の再使用を特段の合理的な理由がない限り禁止といたしております。

徳島市民病院としては、単回使用医療機器全般について再発防止策の徹底と医療の安全確保について引き続き取り組んでまいる所存です。

本件についてのお問い合わせがございましたら、以下の連絡先までお願い申し上げます。

#### 【ご連絡先】

徳島市民病院

電話番号 代表 088-622-5121 (平日 時間 8:30～17:00)

「医療機器再使用の件」とお申し出ください。

#### 【直接お越しになられる場合】

徳島市民病院正面カウンター左端にある「よろず相談」にお越し下さい。